

議案第 39 号

つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年つくば市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 17 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 18 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 18 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 会計年度任用職員以外の職員 77時間30分

(2) 会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認

める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）」に改める。

第20条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、部分休業制度を拡充し、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、この条例案を提出するものである。

## つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成4年つくば市条例第13号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条—第16条 （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>（<u>第1号部分休業の承認</u>）</p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（会計年度任用職員を除く。）に対する<u>第1号部分休</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条—第16条 （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>（<u>部分休業_____の承認</u>）</p> <p>第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（会計年度任用職員を除く。）に対する<u>部分休業_____</u></p>

業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 会計年度任用職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 会計年度任用職員以外の職員 77時間30分

(2) 会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2・3 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第21条 (以下略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2・3 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

第21条 (以下略)

## 議案第 39 号

# つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部人事課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）が公布されたことに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度において現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、年度につき 10 日相当を超えない範囲内の形態を設け、職員がいずれかの形態を選択できるよう改正を行うもの

### ○ 他自治体の状況等

各自治体において条例改正など所要の措置を講じている。  
（土浦市 6 月議会定例会、龍ヶ崎市 9 月議会定例会）

### ○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

### ○ 根拠法令及び関係法令等

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）（令和 7 年 1 月 8 日公布）
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条 1 項（令和 7 年 10 月 1 日改正法施行）

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

部分休業制度の取得パターンの多様化により、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にできる。